



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*47 和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則  
(資源管理課)

### ○ 告示

\*577 家畜の飼養及び収容施設について許可を要する区域の指定  
(食品・生活衛生課)

578 生活保護法による指定介護機関の廃止  
(福祉保健総務課)

579 生活保護法による介護機関の指定 ( " )

580 母子保健法による指定養育医療機関の指定の辞退  
(子ども未来課)

581 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の廃止  
(障害福祉課)

582 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 ( " )

583 平成21年度狩猟免許試験の実施 (果樹園芸課)

584 平成21年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 ( " )

585 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)

586 基本測量の実施 (技術調査課)

587 道路の区域変更 (道路保全課)

588 新道路の供用開始等 ( " )

589 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)

### ○ 海区漁業調整委員会指示

1 まき餌船釣り等の禁止等

### ○ 公告

二級河川 日方川水系河川整備基本方針 (河川課)

二級河川 有田川水系河川整備基本方針 ( " )

## 規 則

### 和歌山県規則第47号

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則

和歌山県漁業調整規則 (平成17年和歌山県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第45条第1号中「(まき餌釣を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第577号

化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号) 第9条第1項に規定する指定区域として、次の区域を指定する。

昭和34年和歌山県告示第591号、昭和37年和歌山県告示第76号、昭和39年和歌山県告示第675号、昭和43年和歌山県告示第307号及び昭和63年和歌山県告示第717号 (家畜の飼養及び収容施設について許可を要する区域の指定) は、廃止する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

市町村名	大字名	指定区域
海南市	黒江	全域
	船尾	全域
	日方	全域
	名高	全域
	築地	全域
	鳥居	全域
	藤白	全域
	冷水	全域
	大野中	全域
	幡川	全域
	井田	全域
	橋本市	東家
橋本		全域
古佐田		全域
さつき台		全域
城山台		全域
三石台		全域
紀見ヶ丘		全域
柿の木坂		全域
光陽台		全域
しらさぎ台		全域
高野口町向島		全域
高野口町名倉		全域
高野口町小田	全域	

	高野口町名古曾	全域		あけぼの	全域	
	高野口町伏原	全域		南新万	全域	
	高野口町大野	全域		むつみ	全域	
	高野口町応其	全域		宝来町	全域	
有田市	港町	全域		東山一丁目	全域	
御坊市	御坊	全域		東山二丁目	全域	
	藪	全域		学園	全域	
	島	全域		文里一丁目	全域	
	名屋	全域		文里二丁目	全域	
田辺市	上屋敷一丁目	全域		神子浜一丁目	全域	
	上屋敷二丁目	全域		神子浜二丁目	全域	
	上屋敷三丁目	全域		芳養町	全域	
	中屋敷町	全域		明洋一丁目	全域	
	下屋敷町	全域		明洋二丁目	全域	
	新屋敷町	全域		明洋三丁目	全域	
	南新町	全域		新庄町	全域	
	北新町	全域		神島台	全域	
	栄町	全域		たきない町	全域	
	今福町	全域		城山台	全域	
	福路町	全域		新宮市	相筋	全域
	本町	全域			船町	全域
	紺屋町	全域			上本町	全域
	片町	全域			下本町	全域
	湊	全域			元鍛冶町	全域
	磯間	全域			薬師町	全域
	末広町	全域			别当屋敷町	全域
	扇ヶ浜	全域			横町	全域
	元町	全域			大橋通	全域
	目良	全域			千穂	全域
	江川	全域			神倉	全域
	古尾	全域			新町	全域
	天神崎	全域			馬町	全域
	上の山一丁目	全域			谷王子町	全域
	上の山二丁目	全域			仲之町	全域
	上万呂	全域			井の沢	全域
	中万呂	全域			新宮	全域
	下万呂	全域			伊佐田町	全域
	秋津町	全域			池田	全域
	稲成町	全域		蓬莱	全域	
	新万	全域		熊野地	全域	
	朝日ヶ丘	全域		田鶴原町	全域	

	王子町	全域		上天野	全域
	清水元	全域	九度山町	九度山	全域
	阿須賀	全域	高野町	高野山	全域
	あけぼの	全域	湯浅町	湯浅	全域
	徐福	全域	広川町	広	全域
	丸山	全域	印南町	印南	全域
	磐盾	全域		西ノ地	全域
	五新	全域		島田	全域
	下田	全域	白浜町	白浜	全域
	野田	全域	すさみ町	周参見	防地、田中、石橋、本城、堀地、下一、下二、平松、小泊、山崎、堀切
	緑ヶ丘	全域	那智勝浦町	勝浦	全域
	春日	全域		築地	全域
	浮島	全域		朝日	全域
	橋本	全域		天満	全域
	三輪崎	全域		浜ノ宮	全域
	佐野	全域		川関	全域
	蜂伏	全域		井関	全域
紀の川市	粉河	全域		市野々	全域
	名手市場	全域		那智山	全域
	穴伏	全域		二河	高州、古川、屋敷上、芝崎、汐入、大嶋、横浦
岩出市	高塚	全域		湯川	在の内、橋の本、向芝、清水、田道、越瀬、甫子浦
	清水	全域			
	宮	全域			
かつらぎ町	中飯降	全域	串本町	串本	全域
	妙寺	全域		古座	全域
	新田	全域		中湊	全域
	丁ノ町	全域			
	大藪	全域			
	大谷	全域			
	蛭子	全域			
	佐野	全域			
	笠田東	全域			
	笠田中	全域			
	東浜田	全域			
	三谷	全域			

和歌山県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社マンボウ	海南市黒江1260	ケアセンター・マンボウ	海南市黒江1260	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.2.28
阿彌陀寺	東牟婁郡那智勝浦町南平野2270	いこいの村	那智勝浦町天満442-38	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.2.1

和歌山県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
桃山薬局	紀の川市桃山町最上158-3	桃山薬局	紀の川市桃山町最上158-3	居宅療養管理指導	平成 20.12.1
新宮介護株式会社	新宮市王子町二丁目2番18号	介護センターふるさと	新宮市王子町二丁目2番18号	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 21.3.1
株式会社山本	田辺市秋津川1472-2	さくらんぼ訪問介護事業所	田辺市新万7-15	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 21.3.12

和歌山県告示第580号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第7項の規定に基づき、次の指定養育医療機関の開設者から平成21年5月1日限り指定を辞退する旨の申出があった。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地
海南市民病院	和歌山県海南市日方1272番地3
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺219

那智勝浦町立温泉病院	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満483-1
伊都薬局	和歌山県橋本市小峰台2丁目12-43

和歌山県告示第581号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年月日
3032300018	介護センターピンポンパン新宮	和歌山県新宮市井の沢8番1号	有限会社ヒューマンメロディ	和歌山県新宮市井の沢8番1号	平成 21.3.31

和歌山県告示第582号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3010120388	ひまわり	就労継続支援B型	名称及び所在地	ひまわり作業所 和歌山市紀三井寺681番地	ひまわり 和歌山市宇須四丁目2-17	平成 21.4.1

和歌山県告示第583号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成21年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地

7月19日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月19日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月19日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
8月27日	木	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
8月27日	木	正午	日高公民館	日高郡日高町高塚629

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）による改正前の法第39条第3項の規定による網・わな猟免許（以下「旧免許」という。）又は法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

(1) 狩猟免許試験受験票

(2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、旧免許、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。）を受けている者は、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可（狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。）を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 7月19日実施試験については、6月1日（月）から7月3日（金）まで

(2) 8月27日実施試験については、6月1日（月）から8月13日（金）まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

成21年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

和歌山県告示第584号

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、平

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月9日	木	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月29日	水	午後1時30分	紀美野町総合福祉センター	紀美野町下佐々1408-4
8月2日	日	午後1時30分	海南市海南保健福祉センター	海南市日方1519-10
8月31日	月	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月30日	木	午後1時00分	岩出市総合保健福祉センター	岩出市金池92番地
8月6日	木	午後1時00分	紀の川市総合センター桃山会館	紀の川市桃山町調月384
8月18日	火	午後1時00分	紀の川市那賀総合センター	紀の川市名手市場1456
8月2日	日	午後1時30分	伊都振興局	橋本市市脇4丁目5-8
8月4日	火	午後1時30分	かつらぎ町総合文化会館	かつらぎ町丁ノ町2454
7月15日	水	午後1時30分	清水文化センター	有田川町清水963-2
7月22日	水	午後1時30分	吉備ドーム	有田川町下津野2021
7月26日	日	午後1時30分	吉備ドーム	有田川町下津野2021
7月17日	金	午後1時30分	日高町公民館	日高郡日高町高家629
7月22日	水	午後1時30分	日高川町農村環境改善センター	日高郡日高川町小熊2416
7月24日	金	午後1時30分	日高川町日高川交流センター	日高郡日高川町高津尾718-3
7月28日	火	午後1時30分	みなべ町公民館	日高郡みなべ町谷口301-4
8月3日	月	午後1時30分	田辺市本宮行政局	田辺市本宮町本宮219
8月4日	火	午後1時30分	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1
8月5日	水	午後1時30分	日置川拠点公民館	西牟婁郡白浜町日置890-1
8月7日	金	午後1時30分	龍神市民センター	田辺市龍神村安井1048-6
8月10日	月	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
8月11日	火	午後1時30分	大塔総合文化会館	田辺市鮎川2567
7月7日	火	午後1時	古座川町中央公民館	古座川町高池777
7月9日	木	午前9時	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町天満441-8
7月14日	火	午後1時	串本町文化センター	串本町串本2427
7月16日	木	午後1時	新宮市熊野川総合開発センター	熊野川町日足350
7月23日	木	午後1時	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

2 適性試験

試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 60分
- (2) 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 60分
- (3) 鳥獣の保護管理 60分

4 適性試験及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成18年9月15日から平成21年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
- (2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟

免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験及び更新講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト

6 適性試験及び講習の申込み

適性試験及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性試験及び講習開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

- (1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。）を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可（狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。）を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書

7 その他

講習及び適性試験開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第585号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆地字大森1167の1、1167の3、1168の1、1168の4、1169の1、1169の4、1170の1、1170の3、1171の1、1171の4、1172の3、1172の9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大森1172の9（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成21年5月18日から平成22年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山市、東牟婁郡串本町

和歌山県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
海南市下津町曾根田字芦出738番1地先から同市下津町橋本字土穴13番3地先まで	旧	4.60 ? 16.00	1,148.00	
同上	新	4.65 ? 16.00	1,148.00	
同上	新	11.75 ? 57.50	1,160.00	第一曾根田橋 20.1 第二曾根田橋 34.5

和歌山県告示第588号

平成21年和歌山県告示第587号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年4月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第589号

「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則（平成

7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称  
平成21年度「県民の友」印刷業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県出納局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成21年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社第一製版印刷  
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額  
40,622,400円（単価契約に基づき算定した見込額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年2月6日

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

平成21年4月24日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、平成21年4月24日から平成22年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合 (和共第21号)	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 組合長 田伏英雄 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100m の区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	株式会社弁天前大敷 代表取締役 堀口春樹 (和定第9号)		
	株式会社弁天前大敷 代表取締役 堀口春樹 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年6月30日まで
東牟婁郡太地町地先	太地水産共同組合 理事長 東忠生 (和定第12号)		10月20日から翌年6月30日まで
	太地水産共同組合 理事長 東忠生 (和定第13号)		5月1日から12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、

キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域。



(世界測地系)

ア 基点第174号 (日高郡日の御崎に設置した標識)

北緯33度52.86分 東経135度03.48分

イ 基点第173号 (日高郡日の御崎大倉礁頂上に設置した標識)

北緯33度52.83分 東経135度03.35分

ウ 北緯33度52.71分 東経135度02.78分

エ 北緯33度52.38分 東経135度03.09分

オ 北緯33度52.35分 東経135度03.49分

カ 北緯33度52.92分 東経135度06.33分

キ 北緯33度53.38分 東経135度06.53分

ク 北緯33度53.51分 東経135度06.53分

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における次のア、イ、ウの各点を

中心とする半径500mの範囲。

(世界測地系)

ア 北緯33度35.91分 東経135度19.39分

イ 北緯33度35.16分 東経135度21.49分

ウ 北緯33度34.68分 東経135度20.92分

公 告

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、二級河川日方川水系河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

二級河川 日方川水系河川整備基本方針

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

①流域の概要

日方川は、その源を和歌山県海南市東部の鏡石山(標高 555m)に発し、途中大谷川、薬師谷川等の支川を合流しながら海南市の市街地を西流し、和歌山県海南市日方で、海南港に注ぐ流域面積 12.0km<sup>2</sup>、幹川流路延長 8.0km の二級河川である。

流域の気候は、瀬戸内気候区に属し、年平均降水量は約 1,400mm、年平均気温は約 17.0℃であり、和歌山県下においては、降水量が少ない地域となっている。しかし、梅雨期、台風期に集中豪雨が多く発生する。

流域の地質は、上流域は御荷銓緑色岩石類の片岩・千枚岩・石英片岩を伴う玄武岩溶岩・火山性砕屑岩及び泥質片岩が広く分布しており、中流域及び下流域では、三波川変成帯と呼ばれる結晶片岩類より構成されている。また、中流域および下流域の日方川沿川は、沖積世から洪積世の礫及び砂から成る。

日方川流域は、和歌山県北西部に位置し、全て海南市に属している。流域の土地利用は、山地が約 58%、水田・畑が約 21%、宅地等の市街地が約 21%となっている。

流域の地形は、南東方向から北西方向に徐々に標高が低くなっており、上流域は中起伏山地から小起伏山地となり、中下流域は、扇状地性低地、三角州性低地が広がっている。河口部は、埋め立てられ、工場等が立地している。

日方川流域を含む海南市は、美しい山と海に囲まれ、万葉の昔から名勝の地として歌にも詠まれ、古くは熊野詣の要衝の地として、また近世では漆器、和傘をはじめとした数々の特産品にも恵まれ、商業都市としても発展してきた。とりわけ、生活様式の多様化に対応しながら発展を続けてきた日用家庭用品産業は、水まわり品において全国シェアの約 80%を占めるなど安定した業績を持ち続けている。現在では、伝統と商品開発を総合的に踏まえた地場産業と鉄鋼や電力、石

油等の基地産業、海南インテリジェントパークに立地する先端技術産業が調和した都市を形成しており、和歌山県北部の中核都市として、社会、経済及び文化の基盤をなしている。

## ②治水事業と現状

治水事業の沿革は、昭和 57 年 8 月の大出水を契機として、昭和 61 年度より局部改良事業として新町橋地点しんまちばしにおける計画高水流量を  $105\text{m}^3/\text{s}$  と定め、河口より上流 1.2km 区間の掘削等を行った。

昭和 63 年度からは、中小河川改修事業として、新町橋から県管理区間上流端の 6.6km 区間の河川改修を行い、平成 9 年度からは、広域基幹河川改修事業として、大坪橋地点おおつぽばしにおける計画高水流量を  $145\text{m}^3/\text{s}$  と定め、河口から新巽橋しんたつみばしの 4.8km 区間の河川改修を行っている。また、平成 7 年度からは、流下能力の不足が著しい JR 橋梁周辺約 300m を対象に、慢性的浸水被害を解消するため床上浸水対策特別緊急事業を行い、現在に至っている。

## ③河川利用の現状

河川水の利用については、農業用水として耕地のかんがい区域に供給が図られている。かんがい区域は、重根地区が主であり、約 99ha のかんがい区域に利用されている。

河川空間の利用については、日方川中・下流部は狭小な河川であることから、河川敷での親水活動はあまり行われていないが、人目に触れやすいことから、人々に親しまれている。

## ④河川環境の現状

日方川の上流域は、標高 300m~600m 程度の稜線に囲まれ、アカマツ・モチツツジ群集地及びウリカワ・コナギ群集地が広範囲に見られる。河床は、砂礫で覆われ、水際にはキシウズメノヒエ群落、ミゾソバ群落、カナムグラ群落及びジュズダマヌカビキ群落が分布する。また、オイカワ、カワムツ B 型、カワヨシノボリ、ドンコ及びギンブナが生息する。鳥類は、年間を通じてズメが優占し、ツバメ、セグロセキレイ及びヒヨドリも多く確認された。その他、キセキレイ、ホオジロ、アオサギ、アオジ、ハシボソガラス等も確認されている。

中流域では、起伏の小さい尾根が次第に高さを減じ、平野部へと移行しており、河川は水田地帯を流れ、周辺には宅地が点在している。河床は、上流域同様に砂礫で覆われ、水際には上流域と同様の草本類が分布する。河道内には、農業用取水堰が多数設置され、堰により流れが湛水している箇所も多く見受けられる。そのため、止水性のフナ類の生息が比較的多く確認されている。

下流域は、江戸時代以前から度重なる埋め立てが行われてきた区間であり、文禄年間(1592 年~1596 年)以前は、現在の JR 海南駅までが海であったが、長年にわたる埋め立ての結果、日方川は更に西へ延伸された。川幅はやや広く、市街地の中を直線的に流下している。低地部の市街地及び工業地帯には、二次草地のセイタカアワダチソウ群落やアレチノギク、キシウズメノヒエ、ヒメジョオンが見られ、日方川沿川には千種ちぐさ神社のクスやスギの大木が見られる。

河道内植生は、ごく小面積のパッチ状ではあるが、海浜植物のツルナの優占群落が見られる。魚類では汽水魚であるヒイラギ、ボラ、アベハゼ、コトヒキ、ウナギ、コノシロ等が生息している。鳥類は、ドバトが年間を通じて優占し、その他、カモメ、ユリカモメ、セグロカモメ、ウミネコ、コチドリ、イソヒヨドリ等が確認されている。

水質については、環境基準 D 類型 (8mg/1 以下) に指定され、BOD75% 値をみると、環境基準点である、河口に近い新港橋地点及び上流の共栄橋地点において環境基準を満足している。

## (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、河川の多様な自然環境を保全するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれるような河川空間の整備を行っていくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

### ②洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、河道整備によって 30 年に 1 回程度発生する降雨による洪水を安全に流下させる。そのため、景観・自然環境に考慮しつつ、河道の拡幅・築堤、河床掘削による整備を進める。また、河口部においては、高潮対策を行う。

さらに、計画規模を上回る洪水、整備途上段階で施設能力以上の洪水、または東南海・南海地震等による津波が発生した場合にも、被害を極力軽減させるため、水位情報の通知および周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図る。また洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し地域住民の防災意識の向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

### ③河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、水資源の安定的な供給を目指し、今後とも流水の利用の適正化や合理化が図れるよう関係機関との調整に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の把握に努めるとともに、その確保に努める。

異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡・調整機能の充実を図り、被害状況に係る情報の共有や適正かつ効率的な水利用に努める。

### ④河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、流域的な視点から、関係機関と調整・協力し、河川全体の調和を図るものとする。

上流域では、生きものの生息空間となるよう植生を取り入れた水辺空間とする

ように努める。

中下流域では、河道改修等による現況河道の改変の際には、環境の復元を図るとともに、魚類の遡上を阻んでいる横断工作物について、縦断的な連続性の確保に努める。

⑤河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような確かな河川情報の提供に努める。さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2 河川の整備の基本となるべき事項

(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（大坪橋）において  $145\text{m}^3/\text{s}$  とし、河道により流下させる。

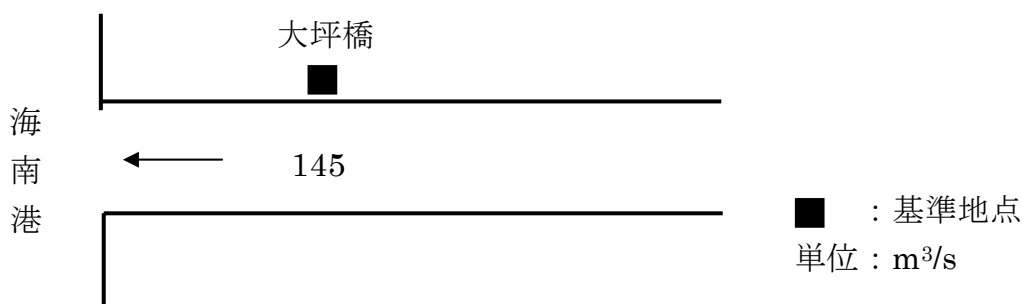
基本高水のピーク流量等一覧表

単位： $\text{m}^3/\text{s}$

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
日方川	大坪橋	145	0	145

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

日方川における計画高水流量は、基準地点（大坪橋）において  $145\text{m}^3/\text{s}$  とする。



## 日方川計画高水流量図

- (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項  
日方川における主要な地点の計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	概ねの川幅 (m)
日方川	大坪橋	2.0	+6.08	13.0

注) T.P. : 東京湾中等潮位

なお、計画高潮位は、T.P.+3.00m とする。

- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

日方川水系の既得水利権は、慣行水利として工業用水、農業用水がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に検討し、その維持に努めるものとする。

## 公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、二級河川有田川水系河川整備基本方針を次のように

定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成21年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 二級河川 有田川水系河川整備基本方針

## 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

## (1) 流域及び河川の概要

## ① 流域の概要

有田川は、その源を高野山楊柳山(標高 1008.5m)に発し、南西に流路をとりながら室川谷川、湯川川、四村川、修理川等の支川を合わせ、金屋地点付近において早月谷川を合わせてから流向を西に転じて紀伊水道に注ぐ、流域面積 467.8km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 94km の二級河川である。

流域の気候は、瀬戸内気候区に属し、年平均気温は 14℃程度で、全般的に温暖な地域である。また、流域の年降水量は約 2,000mm となっており、我が国の年平均降水量をやや上回っている。

流域の地質は、中・上流部では、おもに砂岩・泥岩の互層からなり、緑色片岩及び黒色片岩が帯状に分布する。下流部では有田川沿いに未固結堆積物の礫層が広がり、部分的に砂層・泥層がみられる。

有田川流域は、有田市、有田川町、かつらぎ町及び高野町の 1 市 3 町にまたがっている。流域の土地利用は、山地が約 83%、水田・畑が約 14%、宅地が約 3% となっている。河床勾配は、金屋橋上流では 1/100 程度の急勾配、金屋橋より下流では 1/1,000 程度の比較的緩やかな勾配となっている。また、河口から約 5km は、

感潮区間となっている。

有田川上流域の「高野山」は、和歌山県にある標高約 1,000 メートル前後の山々の総称で、平成 16 年 7 月には、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された。「高野山」には、平安時代の弘仁 10 年(819 年)頃より弘法大師空海が修行の場として開いた高野山真言宗の聖地である総本山金剛峯寺があり、山内の寺院の数は 117 ヶ寺と言われ、訪れる観光客は絶えない。

下流域では、熊野古道の「宮原の渡し場跡」があり、その近傍では鶴飼が有名である。この鶴飼は、鶴匠自らが川に入り、松明、手綱をもち一羽の鶴を操る「徒歩漁法」と言われるもので、日本では唯一有田川だけであり、県の無形文化財に指定されている。有田川に浮かぶ屋形船と川面に揺れる松明は有田地方の夏の風物詩として、京阪神からもたくさんの観光客が訪れている。

有田川流域の主要な産業は林業及び農業である。「有田みかん」は当地域の特産品として知られ、紀州和歌山を代表するブランドである。

## ②治水事業と現状

有田川流域における記録に残る最古の洪水被害は萬治元年(1658)で、以降、多くの洪水被害を受けている。その中でも昭和 28 年大水害の被害はおびただしく、これを契機として、昭和 28 年より災害復旧助成事業として金屋地点における計画高水流量を 3,000 $\text{m}^3/\text{s}$  と定め、河口から金屋橋までの築堤、掘削、護岸等の河道整備を実施してきた。

その後も昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、昭和 36 年 9 月の第二室戸台風などの洪水で甚大な被害を受け、築堤、掘削、護岸等の河道整備が行われてきた。

昭和 36 年には、有田川総合開発事業として金屋地点における基本高水のピーク流量を 4,500 $\text{m}^3/\text{s}$  とし、このうち上流ダム群により 1,000 $\text{m}^3/\text{s}$  を調節し、計画高水流量を 3,500 $\text{m}^3/\text{s}$  とする計画を策定した。この計画に基づき、二川ダムの建設に着手し、昭和 42 年に完成した。

昭和 57 年には、中小河川改修事業として金屋地点における基本高水のピーク流量を 5,600 $\text{m}^3/\text{s}$  とし、このうち上流ダム群により 700  $\text{m}^3/\text{s}$  を調節し、計画高水流量を 4,900  $\text{m}^3/\text{s}$  とする計画を策定した。

さらに平成 9 年には、金屋地点における基本高水のピーク流量を 6,200 $\text{m}^3/\text{s}$  とし、このうち上流ダム群により 1,300 $\text{m}^3/\text{s}$  を調節し、計画高水流量を 4,900 $\text{m}^3/\text{s}$  とする工事实施基本計画を策定し、現在に至っている。

## ③河川利用の現状

河川水の利用については、農業用水として耕地約 2,234ha のかんがいに利用されているほか、水道用水、工業用水及び発電用水として有田市等に利用されている。渇水については、二川ダム完成以降、昭和 44 年、53 年、平成 6 年等又は近年では平成 17 年にそれぞれ数か月間の減水、節水等の調整が行われた。

河川空間の利用については、上流域に道の駅やオートキャンプ場及び川遊びのための整備がなされ、親水的な利用が行われている。中流域の深い淵は、夏期には子供の水遊び場となっており、瀬ではアユ釣りが行われる。川幅が広く流れも穏やかな下流域では、水遊びやスポーツ、レクリエーションの活動が盛んであり、紀文花

火大会をはじめ鵜飼等の川を中心とした各種のイベントが行われ、多くの観光客を集めている。

#### ④河川環境の現状

流域内には、高野龍神国定公園、生石高原<sup>おいし</sup>県立自然公園、西有田県立自然公園の指定地区があり、四季折々の渓谷美等優れた自然景観を呈している。

有田川流域の上流域(二川ダム上流)は、険しい渓谷を蛇行して流れ、瀬・淵が連続して形成されている。流域には、スギ・ヒノキの人工林が占め、原生林等の自然林は、少ない。川沿いでは、渓流性のカジカガエル、カワガラス、ゲンジボタル等の動物や、アブラハヤ、タカハヤ、アカザ、カワヨシノボリ、アマゴ等の多様な魚類の生息場となっている。また、オオダイガハラサンショウウオや天然記念物のニホンカモシカ<sup>しおどめせき</sup>などが上流域周辺で生息している。

中下流域(汐止堰<sup>しおどめせき</sup>～二川ダム)では、市街地、耕作地が広がり、植生の被度は高く、タコノアシ、ツメレンゲなど貴重な種も確認されている。金屋橋付近より上流は、山地部となる。礫河原は、比較的広く、ツルヨシが多くみられる。また、アユの遊漁が盛んであり、その他の魚類では、ヤリタナゴ等のタナゴ類や、メダカ、アカザ等の貴重な種も確認されている。この他、カワウ、カワセミやマガモ、コガモ、ヒドリガモ等のカモ類等の鳥類やチャバネヒゲナガカワトビケラ、ゲンジボタル等の昆虫等が生息し、豊かな環境が形成されている。

感潮域(河口～汐止堰<sup>しおどめせき</sup>)では、周辺は市街地であるが河川内では干潟が存在し、ヨシやアイアシなどの抽水植物<sup>ちゅうすい</sup>が繁茂し、良好な自然環境が形成されている。このため、タビラクチ、トビハゼ、エドハゼ、クボハゼ等の汽水性のハゼ類、ハクセンシオマネキ、シオマネキなどの甲殻類、コゲツノブエ、イボウミニナ等の巻き貝類など、干潟特有の貴重な種が確認され、特に河口部では環境省の「日本の重要湿地 500 選」に選定される等、多様な河川環境を保っている。

有田川の水質については、環境基準 A 類型 (2mg/1 以下) に指定され、BOD75% 値をみると全川にわたり約 1mg/1 (昭和 58 年～平成 18 年の 24 ヶ年の平均値) と環境基準を満足し良好である。

### (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

#### ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、下流部の干潟をはじめとする自然豊かな環境と河川景観を保全し、継承するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれている河川空間を維持していくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

#### ②洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、甚大な被害が発生した昭和 28 年 7 月洪水を考慮し 100 年に 1 回程度発生する洪水を安全に流下させる。そのため、景観・自然環境を考慮しつつ、河道の拡幅・築堤、河床掘削による整備を進めるとともに、洪水調節施設で調節を行うことにより治水安全度の向上を図る。河口部においては、高潮堤防の整備を行う。また、堤防の点検を行い、必要な場合、堤防の安全性確保

のための強化対策を実施する。

さらに、計画規模を上回る洪水、整備途上段階で施設能力以上の洪水又は東南海・南海地震等による津波が発生した場合にも、被害を極力軽減させるため、洪水予報や水位情報の通知および周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図る。また洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し、地域住民の防災意識の向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

### ③河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、農業用水、水道用水、工業用水及び発電用水として利用されているが、今後、水利権と水利用の現状把握に努め、水資源の合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するよう努める。異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡、調整機能の充実を図り適正かつ効率的な水利用に努める。

### ④河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、流域的な視点から関係機関と調整・協力し、河川全体の調和を図るものとする。

上流域では、オオダイガハラサンショウウオやニホンカモシカ等の生息・生育・繁殖を考慮した山地等周辺との連続性の確保に努めるとともに、魚類等が生息する流水環境の保全に努める。

中下流域では、小動物の採餌場や、ヨシノボリ類等の遊泳力の乏しい魚類や昆虫類の生息場等、水陸の連続性を考慮した横断的な水辺環境・生息環境の保全に努めるとともに、瀬・淵、河畔林、河原などの多様な動植物の生息・生育の場となっている自然環境の縦断的な連続性の確保に努める。

感潮域では、汽水域を好むヨシ等の抽水植物やハゼ類、シオマネキ等の甲殻類など貴重な種が生息する干潟の保全に努める。

### ⑤河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。

また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。

さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

## 2 河川整備の基本となるべき事項

### (1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（金屋）において



6,200m<sup>3</sup>/s とし、このうち洪水調節施設により 1,500m<sup>3</sup>/s を調節して河道への配分流量を 4,700m<sup>3</sup>/s とする。

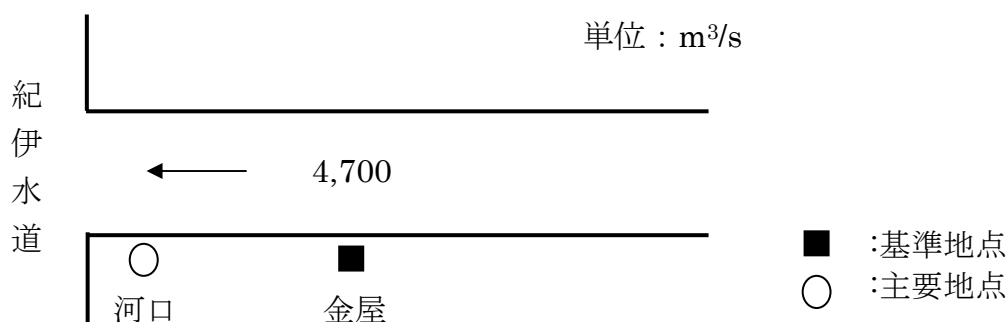
基本高水のピーク流量等一覧表

単位：m<sup>3</sup>/s

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
有田川	金屋	6,200	1,500	4,700

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

有田川における計画高水流量は、金屋地点において 4,700m<sup>3</sup>/s とする。



有田川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 <sup>*1</sup> (km)	計画高水位 T.P. (m)	概ねの川幅 (m)
有田川	金屋	14.3	28.10	200
	河口	0.0	2.10 <sup>*2</sup>	360

注) T.P. : 東京湾中等潮位

※1 基点からの距離

※2 計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

有田川における既得水利としては、金屋橋下流において水田かんがい用水として約 3.4m<sup>3</sup>/s、畑地かんがい用水として約 1.3m<sup>3</sup>/s、水道用水及び工業用水として約 1.7m<sup>3</sup>/s である。

これに対し、金屋橋地点における過去 30 年間の平均渇水流量は約 2.7m<sup>3</sup>/s、平均低水流量は約 5.0m<sup>3</sup>/s、10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は約 1.2m<sup>3</sup>/s である。

金屋橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、かんがい期で

概ね  $5\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期で概ね  $3\text{m}^3/\text{s}$  とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。

なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、水利流量等が考慮されているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。